

ワイドアングル

第15回

子ども・障害者・高齢者の人権と気候変動 国連人権高等弁務官事務所の報告書から

丸山 啓史

障害者の発達と権利を保障する研究運動が地歩を固めいっそう前進するために、これまで発展してきたさまざまな科学研究の成果や社会諸分野の実践・運動に学ぶコーナーです。

■1 はじめに

現在、気候変動が進行し、気候危機が深刻化している。2015年には国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)においてパリ協定が成立し、産業革命前からの地球平均気温の上昇を2度より十分に低い水準に抑えること(1.5度に抑える努力をすること)が目標に掲げられたものの、その後も温室効果ガスの排出量は増加している。

2018年にIPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change:気候変動に関する政府間パネル)が発表した「1.5度特別報告書」は、気候変動に関連する食料不足・水不足・洪水・海面上昇・生態系破壊等の惨事を予測し、地球温暖化を1.5度以下に抑えることの重要性を示しつつ、早ければ2030年に1.5度の気温上昇に達してしまうと指摘している。

そうした状況のもと、特に強く危惧されるのが、子ども・障害者・高齢者の人権に対する気候変動の否定的影響の増大である。気候変動の影響による被害は、すべての人に均等に及ぶわけではない。IPCCは、第5次評価報告書のなかで、「社会の主流から取り残された人々は、気候変動及び一部の適応及び緩和策に対して特に脆弱である」と述べ、「ジェンダー」「階級」「民族性」と並列で「年齢」や「能力・障害((dis)ability)」をめぐる問題に言及している(IPCC, 2014, p.6)。

また、パリ協定の前文も、先住民・移民・子ども・障害者など、「脆弱な状況にある人々(people in vulnerable situations)」の権利の尊重・促進・考慮を、締約国に求めている¹⁾。

気候変動に関しては、社会のなかで弱い立場に置かれている人々が、最も深刻な影響を受けるのである。そのことは、国際連合の人権理事会(Human Rights Council)によっても問題にされてきた。人権理事会は、2008年から毎年のように「人権と気候変動」についての決議を行っているが、2016年以降の決議は子ども・移民・女性・障害者・高齢者に注目する内容になっている(OHCHR, 2021 b, pp.46-49)。

そして、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR:Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights)は、人権理事会の決議を受けながら、「人権と気候変動」についての取り組みを進めている。OHCHRは、「人権と気候変動」について、2017年には子どもの権利に関する報告書(以下、子ども報告書)を(OHCHR, 2017)、2018年には移民の権利に関する報告書を、2019年には女性の権利に関する報告書を、2020年には障害者の権利に関する報告書(以下、障害者報告書)を(OHCHR, 2020)、2021年には高齢者の権利に関する報告書(以下、高齢者報告書)を(OHCHR, 2021 a)、それぞれ公表している。

本稿では、「障害」や「年齢」をめぐる問題に特に目を向け²⁾、子ども報告書・障害者報告書・高齢者報告書の内容を概観し、その特徴を示す。そのうえで、最後に、日本における研究運動の課

題を提起する。

■2 子どもの人権と気候変動

UNICEF(2015)は、世界の子どもの将来世代にとって気候変動が最大の脅威であると述べている(p.6)。OHCHRの子ども報告書は、そのことにも言及しつつ、子どもが気候変動の影響を受けやすい存在であることを指摘し、その影響を整理している。

「異常気象と自然災害」に関しては、低年齢の子どもが自然災害のときに死傷しやすいことが指摘されている。また、気候変動によって期間と度合が増大する熱波に関して、子どもが特に健康被害を受けやすいことが述べられている。そして、異常気象によって子どもの教育・医療・住居が奪われてしまうことへの言及もなされている。

「水不足と食料不安」に関しては、安全な飲料水と主要な食料の不足によって子どもがとりわけ被害を受けることが示されている。2歳になるまでの間の栄養失調に適切な対応がなされなければ子どもの認知能力などに生涯にわたる不可逆的な悪影響が及ぶことが述べられ、2030年までに気候変動の影響によって追加的に750万人の5歳未満児が発育不良に陥るという予測が紹介されている。また、水と食料の危機が退学・児童労働・DVの増大を引き起こすことが指摘されている。

「大気汚染」に関しては、気候変動と大気汚染との結びつきが述べられ、2012年においては大気汚染が約70万人の5歳未満児の死亡につながったことへの言及がなされている。

「ベクター媒介性疾患³⁾・感染症」に関しては、感染症等の多くは成人よりも子どもが影響を受けやすいものであることが述べられており、気候変動の影響によって下痢で死亡する15歳未満児が増えるという予測への言及がなされている。また、蚊などが媒介する病気が発生する期間や地域が気候変動によって拡大するとされ、マラリア・デング熱・ジカ熱などと気候変動との関連が問題にされている。

「メンタルヘルスへの影響」に関しては、戦争・紛争、性的暴力や身体的暴力、災害時における死傷者の目撃など、気候変動に関係する事象が子どものメンタルヘルスに否定的な影響を及ぼすことが指摘されている。また、避難・移住によって、住んできた土地、共同体、家族から引き離されることは、子どもの教育・文化的アイデンティティ・社会的支援に影響を与え、子どものメンタルヘルスに重大な害を与えかねない、と述べられている。

■3 障害者の人権と気候変動

障害者報告書においても、「障害者は、多様な社会的要因・経済的要因により、気候変動の有害な影響に関して、より大きなリスクを抱えている」と指摘されており、「世界中に10億人いると推定される障害者は、気候変動の影響を他の人とは異なるかたちで経験するかもしれないし、他の人よりも深刻な影響を受けるかもしれない」と述べられている。

「健康」に関しては、特に非都市部において異常気象が医療・保健へのアクセスを崩壊させることや、災害の有害な影響を障害者が強く受けることなどが指摘されている。また、緊急時には、特に避難所において、障害者は、性的暴力を含む暴力、搾取、虐待にさらされやすいとされている。

「食料不安」に関しては、気温の上昇や頻繁な異常気象によって気候変動が食料生産に否定的な影響を及ぼすことへの言及がなされ、食料生産の減少が貧困のもとで生活している人に悪影響をもたらすこと、障害者は他の人よりも貧困のもとで生活していることが多いことが述べられている。

「適切な住居」に関しては、海面の上昇や沿岸の洪水への言及がなされている。障害のある人を含め、貧困のもとで生活している人は良質な住居を得にくいことが指摘され、都市スラム、崩れやすい斜面、洪水になりやすい川岸など、異常気象等に対して非常に脆弱なところに住んでいる人が多くいることが記されている。